

Ⅰ. 年金制度の概要

1 年金制度のあらまし

(1) 公的年金制度

現在の公的年金制度は、国民年金制度と被用者年金制度の二つに大別されます。

第一の国民年金制度は、国民全員が加入する「国民年金（基礎年金）」で、基礎年金が支給されます。昭和61年4月1日以降「国民皆年金制度」により全国民に国民年金への加入が義務付けられています。

第二の被用者年金制度は、被用者（会社員や公務員等）が加入する年金制度で、給料等に比例した年金が支給されます。

公的年金制度は、下図のように全国民に共通した国民年金（基礎年金）と、この上乗せ制度である被用者年金（厚生年金・共済年金の「厚生年金相当部分」）、「厚生年金基金（現企業年金）」や「職域年金相当部分」等を含めると3階建ての体系となります。

※ 平成27年10月1日の被用者年金制度一元化により、「共済年金」は「厚生年金」に統合され、職域年金相当部分は廃止となり、公務員の新たな給付として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設されました。

【公的年金制度の体系】

3階	(厚生年金基金)	年金払い退職給付※2		
		経過的職域加算額※1		
2階	厚生年金		国民年金基金 (任意加入)	
1階	国民年金（基礎年金）			
	民間 サラリーマン等	公務員等 	被扶養配偶者	自営業・学生

※1 経過措置として、一元化以降に受給権が発生する方には平成27年9月までの共済加入期間に応じた職域年金相当部分が支給されます。

※2 新たな公務員の退職給付として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設され、65歳から終身年金と有期年金として支給されます。

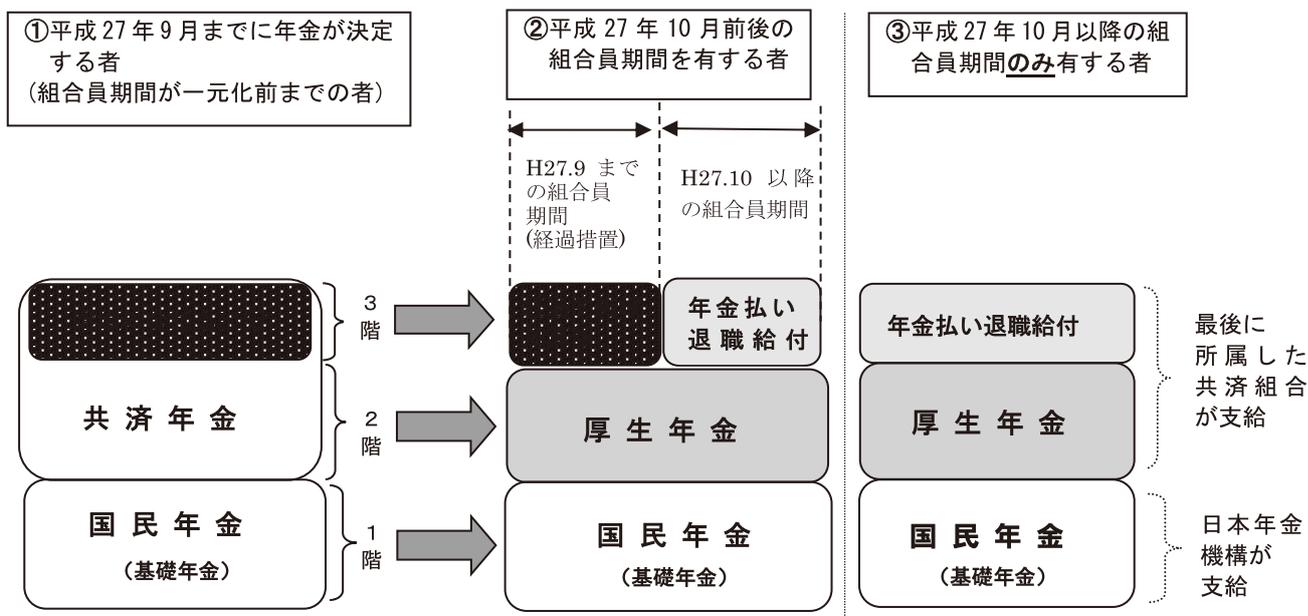
(2) 年金制度の改正について（被用者年金制度一元化）

平成27年10月の被用者年金制度一元化により、「共済年金制度」は「厚生年金制度」に統一され、公務員等も「厚生年金制度」に加入することになりました。

平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、「老齢厚生年金」となりますが、年金記録の管理や年金額の裁定、支給は引き続き公立学校共済組合が行います。

主な改正概要は以下のとおりです。

【一元化のイメージ】



<年金払い退職給付>

共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」が廃止され、新たな退職給付として「年金払い退職給付」が創設されました。

◎年金払い退職給付は、半分は有期年金（10年、20年又は一時金）、半分は終身年金として65歳から支給されます（60歳から繰上げ可能）。なお、受給者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

【年金払い退職給付のイメージ】



◎共済年金の職域年金相当部分は、現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」でしたが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付となります。

(3) 年金の給付事由と種類

年金には、給付の事由により、老齢・障害・遺族の3つの種類があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金	
		種類	給付事由
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金 P.52～53 参照	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金 P.51 参照	被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

(4) 年金の併給調整

原則として給付事由の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか一つを選択し、受給することになります。**(一人一年金の原則)**

同一年金制度内または異なる年金制度間において、ひとりが複数の年金受給権を有することとなった場合には、本人の選択により、いずれか1つの年金が支給されることとなり、選択した以外の年金の支給が停止されます。**(併給調整)**

なお、この選択は将来に向かっていつでも変更することが可能です。

(例)「特別支給の老齢厚生年金」と「障害厚生年金」の受給権を有する65歳未満の場合。
→「特別支給の老齢厚生年金」を選択すると「障害厚生年金」は全額支給停止。(選択肢が逆の場合も同様に他方は全額支給停止。)

(5) 年金の決定・支給

公務員期間の厚生年金の決定・支給については、最後に所属した共済組合が行い、民間サラリーマン等の厚生年金期間と国民年金(基礎年金)については日本年金機構が行います。

- ※ 請求書は、受給権発生月の約2～3ヶ月前に、これまで加入した中で最終加入となった実施機関(日本年金機構、共済組合等)から送付されます。
- ※ 複数の実施機関に加入期間がある場合、請求書は、いずれか1カ所の実施機関に提出することで、加入期間があるすべての実施機関への請求手続を行ったこととなります。
(ワンストップサービス)
- ※ 請求書は、誕生日以降に提出します。

II. 老齢厚生年金について

1 支給要件

公務員期間の老齢厚生年金を受給するための支給要件は、下表のとおりです。

(特別支給の) 老齢厚生年金	老齢厚生年金
<ul style="list-style-type: none"> ●60歳以上 65歳未満であること ●1年以上の被保険者期間※を有すること ●保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上であること ●厚生年金被保険者期間が1月以上あること ●保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること

※ 2以上の種別の被保険者期間を有する者は、2以上の種別の被保険者期間を合算して1年以上とします。

特別支給の老齢厚生年金の受給権者であっても、65歳となったときには、老齢厚生年金、老齢基礎年金の請求手続き等が必要となります。
詳細は65歳になる前に届く書類でご確認ください。

2 年金額の内訳

年金額の内訳は、次のとおりです。

(1) 65歳未満

年金額の内訳 = ① + ② + (※)

(2) 65歳以上

年金額の内訳 = 国民年金 + ① + ② + ③ + ④

		④加給年金額(該当者のみ)	
②経過的職域 加算額		②職域部分 (経過措置)	③年金払い 退職給付
①特別支給の老齢厚生年金		①老齢厚生年金	

65歳以降は、「本来支給の老齢厚生年金」に加えて国民年金(老齢基礎年金)が支給されます。

(※) …障害者特例に該当する方(37ページ「4 障害等級が3級以上の方」参照)及び公務員共済組合加入期間が44年以上の方は、組合員でないことを要件に、「特別支給の老齢厚生年金」受給権発生時から加給年金額および定額部分(基礎年金相当部分)を請求することができます。

<加給年金額について>

厚生年金被保険者期間が20年以上ある方で、65歳から支給される「(本来支給の)老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする加給年金額対象者がいる場合、次の金額が加算されます。

<加給年金額対象者及び加給年金額>

(平成31年4月1日時点)

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (年額)
配偶者	65歳未満		390,100円
子	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 ○20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する障害状態にある子 	恒常的収入が年額850万円未満 (所得が655.5万円未満) ※特別支給の老齢厚生年金請求時に収入限度額以上であっても、おおむね5年以内に定年等の理由のため収入減になる見込みがある場合は該当します。	2人目まで 1人につき 224,500円 3人目から 1人につき 74,800円

☞加給年金額対象配偶者が、20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金または障害を給付事由とする年金を受けた場合、加給年金額は支給停止となります。



3 年金の支給開始年齢

「(本来支給の)老齢厚生年金」は65歳からの支給ですが、特例による「特別支給の老齢厚生年金」が生年月日に応じた支給開始年齢から65歳まで支給されます。

支給開始年齢は下記のとおりです。

【老齢厚生年金等の支給開始年齢】

生年月日	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
S28. 4. 2 ～ S29. 10. 1	職域年金相当部分				職域年金相当部分+年金払い退職給付
	特別支給の退職共済年金				老齢厚生年金
					老齢基礎年金
S29. 10. 2 ～ S30. 4. 1	経過的職域加算額				経過的職域加算額+年金払い退職給付
	特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金
					老齢基礎年金
S30. 4. 2 ～ S32. 4. 1	経過的職域加算額				経過的職域加算額+年金払い退職給付
	特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金
					老齢基礎年金
S32. 4. 2 ～ S34. 4. 1	経過的職域加算額				経過的職域加算額+年金払い退職給付
	特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金
					老齢基礎年金
S34. 4. 2 ～ S36. 4. 1	経過的職域加算額				経過的職域加算額+年金払い退職給付
	特別老厚				老齢厚生年金
					老齢基礎年金
S36. 4. 2～					経過的職域加算額+年金払い退職給付
					老齢厚生年金
					老齢基礎年金

- 「経過的職域加算額」は、平成27年9月以前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間のない方には支給されません。
- 「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間のない方には支給されません。

4 障害等級が3級以上の方（障害者特例請求）

「特別支給の老齢厚生年金」受給権発生時に、障害等級が3級以上の障害状態にある方は、厚生年金保険に加入していないことを要件に、65歳に達する前に老齢基礎年金相当部分を「定額部分」として共済組合に請求することができます。

また、厚生年金被保険者期間が20年以上あり、加給年金額加算対象者がいる場合は、加給年金額も請求することができます。

- ※ 障害等級は、身体障害者手帳等の障害等級とは異なります。
- ※ 公的年金制度による障害程度の認定を受けていることが必要です。
- ※ 老齢厚生年金の請求書には障害状態の申告欄がないため、障害厚生（共済）年金を受給していない方で特例請求を希望される方は、ご自身で公立学校共済組合本部へ申し出てください。

公立学校共済組合本部（TEL 03-5259-1122）

（年金相談専用電話）



◆障害厚生（共済）年金の請求について

在職中に初診日のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1～3級）に認定されたとき支給されます。詳しくは冊子52～53ページをご覧ください、請求をお考えの方は、公立学校共済組合高知支部までご連絡ください。

公立学校共済組合高知支部（TEL 088-821-4813）

Ⅲ. 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する期間が10年以上ある方が65歳に達した日に受給権が発生し、その翌月から死亡した月まで日本年金機構から支給されます。

老齢基礎年金の額は、加入可能月数（480月＝40年）全てが保険料納付済である場合、年額が**780,100円（令和元年度）**です。

加入月数が480月に満たない場合は、その方の加入月数等に応じて計算されます。

※ 老齢基礎年金の額は改定されることがあります。

加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- ①第1号被保険者期間（国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は、全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算）
- ②第2号被保険者期間（20歳から60歳までの共済組合や厚生年金保険加入期間）
- ③第3号被保険者期間（昭和61年4月1日以降の第2号被保険者の被扶養配偶者の期間）

Ⅳ. 繰上げ支給・繰下げ支給

1 60歳からの繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により1月あたり0.5%の割合で減額された年金の支給を受けることができます。（繰上げ支給）

ただし、**支給される年金の減額は、生涯にわたって続く等の制約があります**ので、請求については十分な検討をしてください。

(1) 60歳以降、特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢前に繰上げ支給を受ける場合は、**全ての公的年金の老齢給付の繰上げ支給を同時に受ける**ことが条件となります。

(2) 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢到達後は、65歳から支給開始の「老齢基礎年金」のみ繰上げ支給を受けることができます。

繰上げ期間	減額率
5年（60月）	30%
4年（48月）	24%
3年（36月）	18%
2年（24月）	12%
1年（12月）	6%

●繰上げ請求を行った場合、下記の主な制約があります。ご注意ください。

- ①繰上げ支給により減額された年金は、生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- ②繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても同時に繰上げ請求する必要があります。（すべて減額支給となります。）
- ④以下の請求ができなくなります。
 - ア)事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
 - イ)繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ)3級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求

●退職された翌月分（4月分）から年金の繰上げ請求を希望される方へ●

3月中に公立学校共済組合高知支部で請求書類の受付を行う必要がありますので、**2月末までに公立学校共済組合高知支部へご連絡ください。**（必要書類を送付します。）

※ 60歳到達以降、請求により年金を繰上げて請求することができます。制度上は在職中に請求可能ですが、その場合、賃金等と年金の金額により年金が一部または全額支給停止となります。



退職後の繰上げ支給の申し出は、

公立学校共済組合本部が受付窓口となります。

連絡先：公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122
（年金相談専用電話）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

【参考】令和元年度末定年退職者が繰上げ請求した場合の試算額

●仮定条件

- ・老齢厚生年金 1,132,000円
 - ・経過的職域加算額 220,000円
 - ・老齢基礎年金 780,100円
 - ・年金額に改定がないことを想定
 - ・受給権発生 64歳
- } 合計1,352,000円

①繰上げ請求しない場合

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳～
老齢厚生年金等	0円	0円	0円	0円	1,352,000円	1,352,000円
老齢基礎年金	0円	0円	0円	0円	0円	780,100円
年金額(合計)	0円	0円	0円	0円	1,352,000円	2,132,100円

②老齢厚生年金、老齢基礎年金とも60歳から請求する場合

	60歳～		
老齢厚生年金等	1,027,520円	⇒4年繰上げ(減額率24%)	76歳のときに、繰上げ請求しないときのほうが総受給額が多くなります。
老齢基礎年金	546,070円	⇒5年繰上げ(減額率30%)	
年金額(合計)	1,573,590円	⇒この金額(減額)が生涯続きます。	

③老齢厚生年金は64歳から受給し、老齢基礎年金のみ繰り上げて64歳から請求する場合

	64歳～		
老齢厚生年金	1,352,000円	⇒減額なし	80歳のときに、繰上げ請求しないときのほうが総受給額が多くなります。
老齢基礎年金	733,294円	⇒1年繰上げ(減額率6%)	
年金額(合計)	2,085,294円	⇒この金額(減額)が生涯続きます。	

2 65歳からの繰下げ支給

65歳に到達時点で老齢厚生年金の請求をせずに、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰下げた月数1ヶ月あたり0.7%を増額した年金を受けることができます。

ただし、65歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の支給はありません。(加給年金額も支給されません。)

※ 繰下げの申出手続きについては、65歳になる直前に公立学校共済組合本部からお知らせします。

※ **65歳まで支給される「特別支給の老齢厚生年金」には、繰下げ支給の制度はありません。**

※ 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降70歳に到達するまで、1ヶ月単位で行うことができます。

※ **他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げる必要があります。**

※ 老齢基礎年金、退職年金（年金払い退職給付）も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰下げる必要はなく、異なる時期に繰下げる場合は、それぞれに申出が必要です。

※ 他の公的年金を受給している場合は繰下げの申出ができません。(老齢基礎年金、障害基礎年金、付加年金および年金払い退職給付は除きます。)

V. 所得による支給停止

老齢厚生（退職共済）年金を受給している方が、**在職中の場合、再就職により被用者年金制度に加入している場合または議員となった場合**、年金と賃金等の額により厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。**（停止となった金額が後で支給されることはありません。）**

なお、経過的職域加算額は支給停止基準額の算定対象となりません。

ただし、**再任用職員（フルタイム）等共済組合員である間は、経過的職域加算額については全額停止**となります。

◆被用者年金制度に非加入で勤務される場合は、年金の支給停止はありません。

◆再就職先で被用者年金制度に加入しているか否かにつきましては、ご自身で就職先にご確認ください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険の被保険者となった方 ・国会議員、地方議会議員となった方 ・厚生年金保険の適用事業所に勤務されている70歳以上の方
届出方法	<p>原則として届出は不要です。</p> <p>ただし、以下の場合は届出が必要です。</p> <p>（届出用紙は公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードまたは下記へお問い合わせください。）</p> <p>【常勤の公務員となった場合】</p> <p>「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、再就職先の共済組合に提出してください。</p> <p>【国会議員、地方議会議員となった場合】</p> <p>「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職停止（解除）届」を、公立学校共済組合本部へ提出してください。 （議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要です。）</p>
連絡先等	<p>公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122 （年金相談専用電話）</p> <p>〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5</p>

- 2つ以上の実施機関から年金を受けている場合、全ての老齢厚生年金を合算した金額により計算し、それぞれの実施機関の支給額に応じて按分した金額が停止されます。
- 在職中の年金の支給停止額は、**年金（基本月額）**と**賃金（総報酬月額相当額）**に応じて算定されます。

*** 用語説明 ***

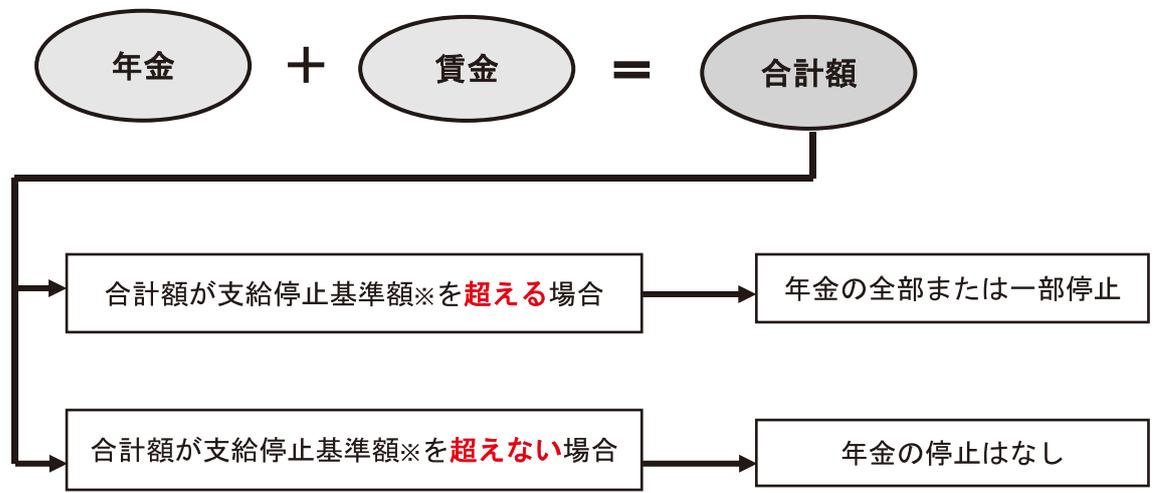
年金（基本月額）

すべての老齢厚生年金（経過的職域加算額・加給年金額等を除く）÷ 12

賃金（総報酬月額相当額）

（その月の標準報酬月額） + （直近1年間の標準賞与の合計 ÷ 12）

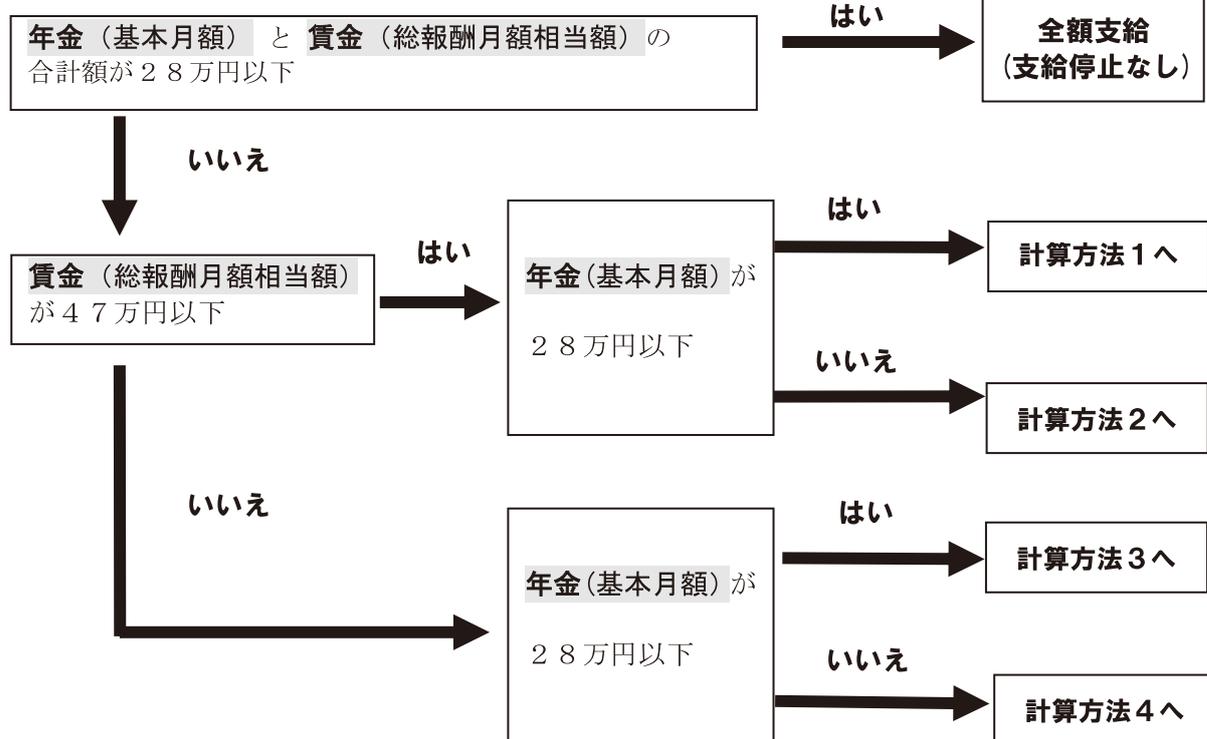
【支給停止のしくみ】



※ 支給停止基準額：65歳未満—28万円、65歳以上—47万円（令和元年度）

支給停止額（月額）の計算方法【65歳未満の場合】

○ 支給停止月額の計算方法



○ 支給停止月額の計算方法

計算方法1 : (**年金** + **賃金** - 28万円) ÷ 2

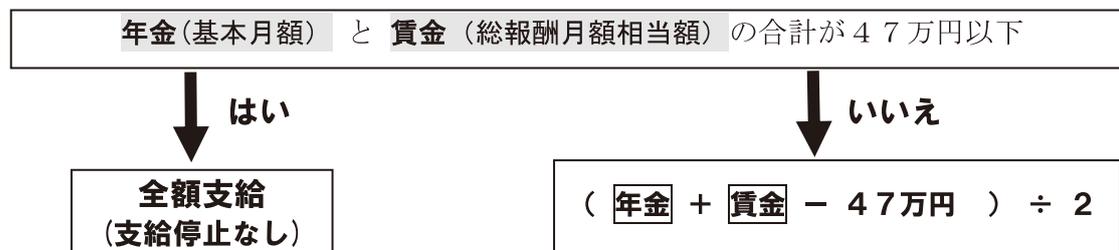
計算方法2 : **賃金** ÷ 2

計算方法3 : (47万円 + **年金** - 28万円) ÷ 2 + (**賃金** - 47万円)

計算方法4 : 47万円 ÷ 2 + (**賃金** - 47万円)

支給停止額（月額）の計算方法【65歳以降の場合】

○ 支給停止月額の計算方法



※ 支給停止額が年金額を超えると、全額支給停止となります。

※ 上記の28万円および47万円は、令和元年度の支給停止基準額であり、今後、賃金や物価の変動により改定される場合があります。

VI. 雇用保険の失業等給付を受給したときの年金額の停止

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業等給付（基本手当または高年齢雇用継続給付）を受けるようになったときは、**その給付金額にかかわらず経過的職域加算額を除いた年金額の全額が支給停止**となります。

公務員は、雇用保険適用除外となっています。ただし、公務員を退職後、雇用保険適用事業所に再就職し、失業等給付の受給資格を満たして退職した場合には雇用保険の給付対象となります。

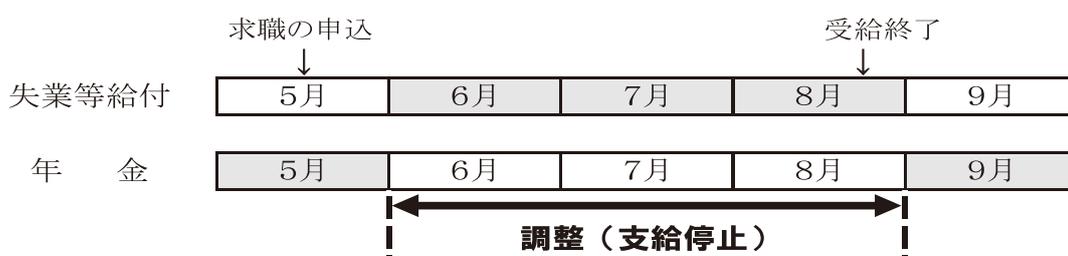
（再任用職員、高知県公立大学法人の教職員等は雇用保険適用となりますのでご注意ください。）

なお、失業等給付を受給される場合は、公立学校共済組合本部へ届出が必要となります。未届けや遅延されますと、支給済みの年金を遡って返還していただくことになります。基本手当を受給する場合は、金額の多寡にかかわらず、老齢厚生年金の全額が支給停止されますので、**公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをする前に、年金額と比較してどちらを受給したほうが有利か十分検討してください。**

求職の申し込みを行わなければ特別支給の老齢厚生年金の停止はありません。

対象者 (65歳未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークで求職の申し込みを行った方 ・高年齢雇用継続給付を受けられることとなった方
届出方法	「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」の提出 届書については、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードまたは下記へお問い合わせください。
連絡先 提出先	公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122 (年金相談専用電話) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

[失業等給付と年金の調整の仕組み]



※ : 受給

※ 求職の申込をした日の属する月の翌月から受給終了となる月まで年金（職域年金相当部分を除く。）の支給が停止されます。

● 受給が終了したときは・・・

対象者	基本手当または高年齢雇用継続給付の支給が終了した方
届出方法	「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」を提出 届書については、下記へお問い合わせください。
連絡先 提出先	公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122 (年金相談専用電話) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

VII. 年金の支給関係



1 年金の支給開始月

年金は、給付事由の生じた日の属する月の翌月分から支給されます。

→年金を受給する権利が発生する日（**年金支給開始年齢に到達する誕生日の前日**）

1日生まれの方・・・誕生月分から支給

1日生まれ以外の方・・・誕生月の翌月分から支給

2 年金の定期支給期と送金日

支給期月は2・4・6・8・10・12月の年6回で、原則として支給期月の15日（その日が、土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に支給月の前月までの2か月分が支給されます。

支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給分	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

年金の裁定には時間を要するため、新規決定については現在のところ請求書を共済組合に提出してから初回の支給までに3～4ヶ月程度かかっております。

これは、請求者の厚生年金保険期間等を、各実施機関で連携して行う必要があるためです。

よって、最初の年金の送金は、上記スケジュールではなく、年金が裁定され、送金手続きができ次第の送金となるため、支給対象月の支給日には送金されないことがあります。ご注意ください。

《 参考事例：誕生日が昭和34年6月20日の方（令和元年度末定年退職者） 》

受給権発生日	令和5年6月19日（64歳の誕生日の前日）→7月分から支給開始
年金支給期月	初回は、令和5年7月分を8月以降の年金決定時に随時支給となります。 ※ 2回目以降は、偶数月に支給されます。 ※ 再就職をして被用者年金制度に加入している場合は年金額の調整があります。

3 年金にかかる税金

老齢（退職）を給付事由とする年金は、所得税法の規定により「雑所得」として課税対象となるため、年金の支給の際、所得税が源泉徴収されます。（障害年金、遺族年金は非課税です。）

VIII. 退職時の年金手続

1 退職届書の提出（様式コーナー：様式4） → 記入例は 56 ページ

老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職される方は、将来の年金受給に備え「退職届書」を提出していただく必要があります。

「退職届書」を提出することにより、将来の年金決定に必要な記録（組合員期間、報酬額等）を公立学校共済組合本部で登録します。

組合員本人の申請（「退職届書」の提出）をもって登録を行うため、忘れずに提出をしてください。

2 退職届書の提出対象者

退職後、フルタイムの再任用職員または他の共済組合、公立学校共済組合の他支部の組合員と
ならない方。

3 退職届書の提出方法および期限

同封の「退職届書」に必要事項を記入し、所属所長の証明を受けたあと、

令和2年3月31日（火）までに、公立学校共済組合高知支部へ

ご提出ください。

- 提出に当たっては、郵便、メール便、送達便のどの方法でも構いませんが、重要な書類となりますので確実に届く方法でご提出ください。
- 同じ所属所内に複数の退職者がいる場合でも、個人ごとに提出していただいて構いませんので、記入ができた方からご提出ください。

4 待機者登録完了までの流れ

「退職届書」を提出すると、年金待機者として登録され、公立学校共済組合本部からリーフレット「年金待機者になられた方へ」と「年金待機者登録通知書」がご自宅に送付されます。これにより、年金待機者の登録が完了となります。（退職後、おおむね3～6ヶ月後に自宅に送付されます。）

送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください。

Ⅸ. 60歳未満で退職される方へ

原則として、**20歳以上60歳未満**の日本国内に住所がある方は、何らかの年金制度に加入しなければなりません。

手続等は、退職後の状況により下記の（１）～（３）に分かれています。

【注意】任意継続組合員となる場合にも、国民年金への加入が必要です。任意継続組合員制度に、年金制度は含まれていません。

（１）退職後、民間会社に再就職または非常勤教員等になって、厚生年金保険制度に加入する場合

⇒国民年金第２号被保険者になります。**手続きは再就職先で行います。**

（２）退職後、配偶者の被扶養配偶者になる場合

⇒国民年金第３号被保険者になります。**手続きは配偶者の勤務先で行います。**

（３）上記（１）（２）に該当しない場合（国民健康保険加入・任意継続組合員、子等の被扶養者となる方）

⇒国民年金第１号被保険者になりますので、**ご自身で手続きが必要です。**

手続等の詳細は各市町村役場の窓口へお問い合わせください。

《国民年金被保険者の種類》

種 別	対 象 と な る 人
国民年金 第１号被保険者	日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方（第２号・第３号被保険者を除く）
国民年金 第２号被保険者	公務員、会社員など厚生年金保険の被保険者
国民年金 第３号被保険者	第２号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

X. 退職時に、「60歳未満の配偶者」が被扶養者となっている組合員の方へ

組合員が退職すると、被扶養者となっている配偶者（被扶養配偶者）で60歳未満の者は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。

また、組合員が任意継続組合員となり、引き続きその被扶養配偶者となった場合でも、国民年金第3号被保険者の資格は喪失します。

手続等は、組合員の退職後の状況により下記により分かれています。
必ずご確認ください。

(1) 退職後、民間会社に再就職または非常勤教員等になって、厚生年金保険制度に加入する場合

⇒引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養する場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となります。手続は再就職先で行います。

(2) 組合員が退職後再就職しない、または任意継続組合員となる場合

⇒組合員の退職後、国民年金第1号被保険者への種別変更が必要です。

手続等の詳細は各市町村役場の窓口へご自身でお問い合わせください。



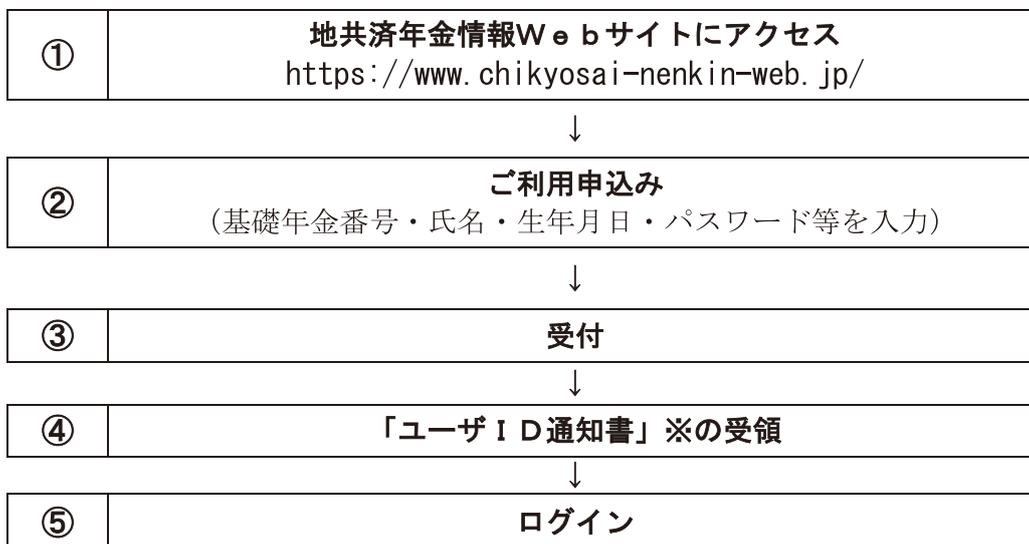
再任用職員（フルタイム勤務）となる方は公立学校共済組合員の資格が継続しますので、引き続き配偶者を扶養する場合、国民年金第3号被保険者の資格は喪失しません。

退職後、年金に関する手続きについて（まとめ）

事由	提出書類等
①氏名等の変更	「年金待機者異動報告書」
②住所の変更	※ 様式は冊子に掲載しています。(様式コーナー:様式5) また、公立学校共済組合本部のホームページからもダウンロードできます。
③死亡	
④就職した	P.42～44をご覧ください。
⑤失業等給付を受給	P.45をご覧ください。
⑥繰上げを希望する	P.38～40をご覧ください。

地共済年金情報Webサイトについて

地共済年金情報Webサイトでは、組合員や組合員であった方に年金制度へのご理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的として、**公務員期間の年金加入履歴**、加入期間および年金見込額等の情報を閲覧することができますのでご活用ください。利用にあたっては、利用申し込み（下記参照）が必要となります。



「ユーザID」とご利用申込み時に登録した「パスワード」を入力し、ログインしてください。

※ ユーザID通知書は、申し込みから2～3週間程度で郵送されます。ただし、お申し込みが集中した場合、2～3週間以上かかることもありますのでご了承ください。

※ ユーザID通知書は大切に保管してください。(紛失した場合、再度申し込み手続きを行う必要があります。)

遺族厚生年金について

組合員または組合員であった方がお亡くなりになった後、遺族に支給される年金です。

●要件

次のいずれかの要件に該当するときにその遺族に支給されます。

- ①組合員が亡くなられたとき
- ②組合員期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなられたとき
- ③障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者がお亡くなりになられたとき
- ④老齢厚生年金または退職共済年金の受給権者または厚生年金保険の加入期間を含む公的年金制度の加入期間が25年以上ある方がお亡くなりになられたとき

●遺族の範囲および準備

厚生年金被保険者であった方の死亡当時、その方と生計を共にし、かつ恒常的な収入が年間850万円未満（5年以内に定年退職等により850万円未満になることが明らかな場合を含む。）を超えない方となります。

順位	続柄	備考
1	配偶者 子	<ul style="list-style-type: none"> ・夫は55歳以上（原則として60歳未満は支給停止） ・子は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ②20歳未満であって、障害等級の1～2級に該当する障害状態にある方 ・配偶者には内縁関係にある方を含みます。また、子には被保険者であった方が亡くなられた当時胎児であった子を含みます。
2	父母	・55歳以上（60歳未満は支給停止）
3	孫	・子と同じ
4	祖父母	・父母と同じ

●請求方法

年金待機者が亡くなられた場合は、公立学校共済組合本部へ連絡してください。

☎ 公立学校共済組合本部：03-5259-1122

（本部年金相談専用電話）

障害厚生年金について

障害厚生年金は、在職中に初診日のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1～3級）に認定されたときに支給されます。「障害」とは身体に関するものだけでなく、精神の障害も含まれます。

なお、障害等級は、市町村が発行する身体障害者手帳の等級とは異なる場合があります。

●支給要件

- ①厚生年金保険の加入期間中に、初診日（障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があること
- ②保険料納付要件を満たしていること
- ③障害認定日（原則として初診日から1年6月を経過した日）または障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、障害等級が1～3級までの状態にあること
ただし、次の症例の場合は、初診日から起算して1年6月を経過する前であっても、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。（初診日から起算して1年6月以内の日に限ります。その日が1年6月を超えている場合には、1年6月を経過した日が障害認定日になります。）

【特例症例】

- 上肢・下肢を切断・離断したもの ⇒その日
- 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの ⇒その日
- 脳血管疾患による機能障害 ⇒初診日から起算して6月を経過した日以後
※ 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
- 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの ⇒その日
- 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着したもの ⇒その日
- CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ⇒その日
- 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの ⇒その日
- 人工透析療法を施行したもの ⇒人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日
- 人工肛門又は尿路変更術を施したもの ⇒施した日から起算して6月を経過した日
- 新膀胱を造設したもの ⇒その日
- 咽頭全摘出手術を施したもの ⇒その日
- 在宅酸素療養を行なっているもの ⇒在宅酸素療養を開始した日
- 遷延性植物状態であるもの ⇒状態に至った日から起算して3月を経過した日以後

◎障害の程度を認定する場合の基準となる障害状態の程度

障害等級	障害の程度
1級	他人の介助を受けなければ日常生活の自分の用をすませることがほとんどできない程度
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度
3級	労働に著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度

●請求方法

請求をお考えの方は、初診日や傷病名を確認後、公立学校共済組合高知支部へお問い合わせください。

☎ 公立学校共済組合高知支部：088-821-4813

離婚時の年金分割制度について

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」）をした場合、離婚時の年金分割制度により、婚姻期間中の給料（標準報酬月額）および期末手当等（標準期末手当等）の額（以下「標準報酬総額」）を当事者間で分割することができます。

原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に請求を行う必要があります。

なお、適用の対象となるのは平成19年4月1日以降に成立した離婚等に限られます。

※ 離婚時の年金分割制度は、離婚する当事者それぞれが婚姻期間中の標準報酬を分割するものであり、「年金額」を分割するものではありません。

分割方法には下記の2種類があります。

●合意分割

当事者は、協議などにより按分割合（婚姻期間中の標準報酬総額の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいう。）について合意したうえで、年金分割の請求（標準報酬改定請求）を行います。

●第3号被保険者期間の分割

平成20年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

施行日以降は、婚姻期間中に2以上の年金制度期間があった場合、該当する全ての実施機関で同時に分割することとなります。

そのため、請求書を実施機関ごとに提出する必要はなくなり、情報提供においても、他の実施機関の期間における対象期間標準報酬総額を合算して通知します。

●手続方法

公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

☎公立学校共済組合本部：03-5259-1122

（本部年金相談専用電話）

【年金に関する問い合わせ先】



<公立学校共済組合高知支部>

住所 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

電話 088-821-4813

※ 主に現職者の年金、障害年金、年金待機者になる前の手続き（繰上げ支給）についてなど

<公立学校共済組合本部>

住所 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話 03-5259-1122（本部年金相談専用電話）

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除きます。）

※ 相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。

ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>

※ 主に年金待機者・年金受給者となったあとの手続き（繰上げ請求、住所変更、年金の請求など）

<高知県内の年金事務所の連絡先>

◆高知西年金事務所 088-875-1717
〒780-8530 高知市旭町3-70-1

◆高知東年金事務所 088-831-4430
〒780-8556 高知市棧橋通4-13-3

◆南国年金事務所 088-864-1111
〒783-8507 南国市大桶甲1214-6

◆幡多年金事務所 0880-34-1616
〒787-0023 四万十市中村東町2-4-10

※ 主に基礎年金、厚生年金（民間サラリーマンの期間）に関することなど

記入例

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の

3月31日までに提出→令和2年3月31日と記入。

4月以降提出→記入日。

支部	組合員番号
	未記入

退職届書 [共済組合提出用]

公立学校共済組合理事長 殿

押印してください。

届出日 **令和2年3月31日**

退職者 氏名	フリガナ	コウリツ		タロウ	生年月日	元号	年	月	日	性別										
	(氏)	公立		(名)		太郎	昭平令	3	4	10	23	男・女								
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号			障害状態の有無									
	昭平令	0	2	0	3	3	1	未記入	9	8	7	6	—	5	4	3	2	1	0	有

所属機関名 職名	所属機関名	職名	待機者番号(前歴あり)	種別	証書番号
	〇〇小学校	教諭		未記入	

退職者の 住所等	郵便番号	住所	都・道 府(県)	市
	723-4567	高知	高知	

ねんきん定期便等でご確認ください。
不明な場合は空白にしてください。

住所等	フリガナ	マルノウチ		△-1-3
	上欄住所のつづき	丸の内		△丁目 1-3
電話番号	088-821-□□□□			

有に〇をされた方には、障害年金についてのリーフレットを送付します。

退職者の配偶者	配偶者の有無	配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか			
	無		有	昭平令	3	7	0	6	0	7

「有」の場合は記入して下さい。

退職時に配偶者が被扶養者となっている場合、「している」に〇をしてください。

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和2年3月31日

押印してください。

所属機関名 及び職名	〇〇小学校長
所属機関名	公立 花子

小学
印
校
長

3月31日までに提出→令和2年3月31日と記入。

4月以降提出→記入日。

退職②	昭平令	普通・定年・勸奨・失職	義・非	有・無	一時金支給額		支給日
					時金額	元号 年 月 日	
退職③	昭平令	普通・定年・勸奨・失職	義・非	有・無			昭平令
退職④	昭平令	普通・定年・勸奨・失職	義・非	有・無			昭平令
退職⑤	昭平令	普通・定年・勸奨・失職	義・非	有・無			昭平令

未記入

番 号	TEL番号